

平成26年第4回定例会

長柄町議会会議録

平成26年 12月11日 開会

平成26年 12月11日 閉会

長柄町議会

平成26年長柄町議会第4回定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (12月11日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告(議長の報告)	6
○一般質問	6
山根義弘君	6
本吉敏子君	19
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	33
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	34
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	35
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	36
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	38
○議案第6号～議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
○平成25年度決算認定について(委員長報告)	46
○発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	52
○閉議及び閉会の宣告	53
○署名議員	55

平成26年長柄町議会第4回定例会を次のとおり招集する。

平成26年11月11日

長柄町長 清田勝利

1 期 日 平成26年12月11日

2 場 所 長柄町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（11名）

1番	本吉敏子君	2番	池座輝美君
3番	山崎悦功君	4番	星野一成君
5番	山根義弘君	6番	月岡清孝君
7番	古坂勇人君	8番	吉原成君
10番	神崎好功君	11番	篠原貞夫君
12番	関民之輔君		

不応招議員（なし）

平成26年長柄町議会第4回定例会会議録

議事日程(第1号)

平成26年12月11日(木曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告(議長の報告)
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(平成26年度長柄町一般会計補正予算(第4号))
- 日程第 6 議案第 1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 2号 長柄町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 3号 長柄町教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 4号 長柄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 5号 九十九里地域水道企業団規約の変更について
- 日程第11 議案第 6号 平成26年度長柄町一般会計補正予算(第5号)
議案第 7号 平成26年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
議案第 8号 平成26年度長柄町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 平成25年度決算認定について(委員長報告)
- 日程第13 発議案第 1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

出席議員(11名)

- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 本吉敏子君 | 2番 | 池座輝美君 |
| 3番 | 山崎悦功君 | 4番 | 星野一成君 |
| 5番 | 山根義弘君 | 6番 | 月岡清孝君 |
| 7番 | 古坂勇人君 | 8番 | 吉原成君 |

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（関 民之輔君） 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中お集まりをいただき、ご苦労さまです。

傍聴の皆様方にはご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は11名全員であります。地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより平成26年長柄町議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（関 民之輔君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は会議規則第120条の規定により、議長より指名いたします。

6番 月 岡 清 孝 君

7番 古 坂 勇 人 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（関 民之輔君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日11日から12日までの2日間にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から12日までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（関 民之輔君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりです。

次に、陳情が1件提出されております。

議会運営委員会で協議の結果、審議保留となりましたので、参考配付させていただきます。

また、監査委員から例月出納検査結果報告書が提出されました。印刷してお手元にお配りしてございますので、ご了承下さい。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（関 民之輔君） 日程第4、一般質問を行います。

ここで議長からお願いをいたします。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従い、これを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますよう、また通告以外のことは答弁されませんので、ご了承ください。

なお、一般質問においての再質問は2回までで終わるようご協力をお願いをいたします。

では、会議規則第61条の規定により順次発言を許します。

◇ 山 根 義 弘 君

○議長（関 民之輔君） 5番、山根義弘君。

○5番（山根義弘君） 5番、山根でございます。よろしくお願いいたします。

先般、千葉テレビ放送において、長柄町の紹介がなされ、清田町長とイチジク農家の風戸榮雄さん、そしてながランが出演し、町をPRなされました。多くの町民の皆様方が視聴したと聞いております。今後も多様な手段を持って町外へのPRをお願いしたいと思います。

それでは、議長のお許しを得ましたので、5項目ほど質問させていただきます。

1項目めでございます。町長の所信表明である活力のある町づくりについてご質問します。

先の9月定例議会での新町長の所信表明は、決意として、町民と手を携えて、一人一人が健康で安心していける町づくりを想像し、豊かで活力ある町づくりに全力で傾注することでした。また、町づくりを目指すための6つの柱で構成されており、簡潔明瞭ですばらしい表明であり感嘆したところです。

今回は、この6つの柱の一つであります「インフラの整備と活用」についてお聞きいたします。

茂原・長柄スマートインターチェンジ事業については、目標年次を平成31年とし、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて事業の確実な進行に努めるとのことでした。しかしながら、国際的なスポーツの祭典とはいえど一過性のものであります。

中長期的な見地からすれば、活力のある町づくりに資する事業効果を期待するものでありますが、いまだにランドデザインが描かれていないことに一抹の不安があります。

そこでお聞きします。町長は、茂原・長柄スマートインターチェンジ事業効果をどのように期待し、どのように利用していこうとするのか、概念的なお考えをお聞きいたします。

2項目めでございます。平成27年度予算編成方針についてでございます。

既に、新年度予算編成作業が始まっているのではないかと思いますけれども、新たな事業の提案、あるいは改善された継続事業等に期待するところでございます。

清田町長にとっては初めての新年度予算編成となりますが、町長の町政に対する熱い思いを、ぜひ新年度予算において実現していただきたいと思っております。

新年度予算編成に当たって、9月定例議会における所信表明での政策方針をいかように予算編成に反映させていくのか、3点ほどお聞きいたします。

1点目でございます。新年度予算編成に当たって、どのような編成方針を指示しているのか。

2点目は、新年度予算において重点的な施策は何か。

3点目ですが、過去3年間の決算における評価として、バブル景気崩壊の傷跡が確実に癒

えてきていると見られることから、各地元要望における道路整備等のインフラ整備予算の充実にシフトしていくべきと考えますが、いかががお聞きします。

3項目目でございます。町事務執行組織の改編と事務分掌の見直しについてでございます。

現在、町行政執行機関として、長柄町課設置条例及び町事務分掌規則の定めるところにより、総務課3班、住民課2班、事業課2班で構成されております。また、教育委員会事務局は、教育委員会行政組織規則により1課2班の定めとなっておりますが、この組織体制はバブル景気崩壊後の行財政改革の一環として改正されてきたのではないかと思います。また、千葉県においては班長制度をしいた時期があり、それに追随したのではないかと憶測します。

職員へのモチベーションや向上心、あるいは一般企業でイメージされる職責の対外的な印象等において、現行の組織を続ける意義が見出せません。また、事務分掌についても内容や所管の見直し等が若干必要であると考えます。例えば、課の細分化や班長制を係長制へ移行するとか、事務分掌の統廃合等、現行の組織体制等を見直しすべきと考えます。

そこで、組織の改編とあわせて事務分掌の見直しについて提案しますが、いかががお聞きいたします。

4項目目でございます。男女共同参画社会の推進についてお尋ねいたします。

男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であります。

男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって、国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、平成11年6月に男女共同参画社会基本法は制定されたという経緯があります。

当時は一部の人たちから、経済活動人口の減少を歯止めする策として、非経済活動人口に含まれる女性の活用を目指すための隠れみの的な法律だとやゆされたこともありました。しかし、既に15年を経過し、今まさに人口減少や少子高齢化問題等は、社会福祉政策、経済政策等において様々な問題が提起され、かつ山積しています。

多くの民間企業では、女性の活用が現実的かつ戦力的に重要な位置づけがなされつつあり、男女共同参画社会の構築は喫緊の課題と捉えています。いまだに地方行政においては温度差が見られるのが現状でございます。

男女共同参画社会基本法第14条第1項では、都道府県は男女共同参画計画を定めなければ

ならないとあります。これに基づき、千葉県においては、現在、第3次男女共同参画計画が策定されています。しかし、全国47都道府県において男女共同参画条例の制定がなされていないのは千葉県のみとなっています。堂本前知事が平成14年に県議会に提案しましたが、継続審議となり、結果、廃案となった経緯がございます。当該基本法では条例制定に関する規定はありませんが、千葉県としては、スローガンを掲げることも必要ではないかと思えます。

さらに、男女共同参画社会基本法第14条第3項では、市町村は男女共同参画計画を定めるように努めなければならないとして、努力義務を課しております。平成25年度時点の県内54市町村における男女共同参画条例の制定は7団体で、制定率が13%、男女共同参画計画の策定では36市町、策定率が66.7%となっております。また、長生郡市では、茂原市のみが男女共同参画計画を策定済みであり、長柄町を初め、他の郡内町村は未策定となっております。

長柄町第4次総合計画、前期計画ですけれども、第6章の男女共同参画社会の推進において、その計画内容が、意識の高揚、女性の社会参加の推進、環境の整備の3項目で構成され、各項目の実施概要が明記されております。しかしながら、我々一般住民には日常生活においてなじみのない無縁の政策であるというのが正直なところであろうかと思えます。しからば行政みずからその手本を導いていくのが常道であると考えます。前成嶋町長も様々な組織における女性登用にしんしゃくしていたことを思い出します。

政府においては、審議会や委員会における女性の構成比30%の目標を掲げているところがあります。男女共同参画社会基本法第14条第3項での市町村は男女共同参画計画を定めるように努めなければならないと定める努力義務を果たすことが、地方分権という見地からも必要であると考えます。

また、少子高齢化、人口減少問題等が及ぼす社会福祉政策、経済政策等の一助となると考えますことから5点ほど質問をさせていただきます。

1点目でございます。長柄町第4次総合計画に掲げる男女共同参画社会の推進は、どのように行ってきたのかお聞きします。

2点目、長柄町における審議会、委員会等における女性登用の実態と今後の方針をお聞きします。

3点目でございます。長柄町職員の一般行政職における女性管理職の登用について、実態と今後どのように考えているのかお聞きいたします。

4点目です。長柄町男女共同参画条例の制定、あるいは男女共同参画計画の策定について、どのような見解をお聞きします。

5点目ですけれども、学校教育において過度の性差別をなくするという思想、これは不幸を招くと考えます。長柄町の学校経営における男女共同参画の指針と実践状況についてお聞きいたします。

最後になります。5項目めでございます。ごみ焼却場の飛灰処理についてお尋ねします。

東日本大震災に端を発した福島第1原子力発電所事故に伴う環境汚染は、故郷を追われた人々の悲しみや苦しみ、そして人命の危機にさらされる人々が、今この瞬間に、今この日本に起きていることを忘れてはいけません。

さらに、一瞬にしてこうむったはかり知れない経済的損失が、長期にわたり国民全体にのしかかるという事実が現存し、負の歴史を刻んでいるという事実を忘れてはいけないと戒める思いでございます。本町においても、農作物における実被害はもとより、風評被害も含めて他人事ではなかったわけでございます。

長生郡市広域市町村圏組合においては、ごみ焼却場の飛灰処理に当たって、受け入れ先の市原エコセメント株式会社が放射能汚染問題で操業停止となり、飛灰の保管を余儀なくされ、さらに飛灰固化設備改修により、薬品処理をする条件で他県の最終処分場へ搬出せざるを得なくなったということで、一昨年6月14日に議会に対する説明がありました。

しかし、その後の経過報告がなく現状が不明でありますことから、5点ほどお聞きいたします。

1点目です。市原エコセメント株式会社は、焼却飛灰等をセメントに混合しコンクリート資材として利用することから、環境に配慮した事業として国や県の補助を得て操業を開始したモデル事業と聞いております。一昨年の説明では、県外の民間最終処分事業に搬出することでしたが、市原エコセメント株式会社の操業の見通しはどうかお聞きします。また、本事業所の操業見通しが見つからないとすれば、他の環境に配慮した処理事業者を探すべきと考えるが、どうなっているのかお聞きします。

2点目です。長生郡市広域市町村圏組合から発生した焼却飛灰の汚染濃度について、その時点と現在ではどのような変化があるのかお聞きいたします。

3点目です。一昨年の説明では、長野県小諸市のフジコーポレーション株式会社という民間最終処分場へ搬出することでしたが、現在の受け入れ事業者はどこかお聞きします。

4点目です。飛灰処理等に当たって、現時点での課題等はあるのかどうかお聞きいたします。

5点目です。一昨年の説明では、飛灰固化設備改修や保管、処理費の総額が1億9,500万

円余りと試算し、本町の負担は400万円余りの補正予算が必要とのことでありましたけれども、東京電力株式会社への損害賠償請求はどうなっているのかお聞きいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（関 民之輔君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 山根議員のご質問にお答えします。

まず、1点目の茂原・長柄スマートインターチェンジの完成を見据えた町づくりについてのご質問でございますが、平成24年の12月定例会の際にもこの件についてご質問をいただいているかと思えます。

当時は、スマートインターの事業認可を目指し、地区協議会を立ち上げ地域の取りまとめに努力していたところであります。その後、努力がようやく実を結び、今年の6月に、国から連結の許可をいただき事業化にこぎつけたところであります。現在は、千葉県や共同事業者である茂原市と連携し、ネクスコ東日本の協力のもと、事業の早期完成を目指しているところであります。

任期まで、粘り強く取り組んでこられました前成嶋町長に敬意と感謝を申し上げたいと存じます。私もその意思を引き継ぎ、公約に掲げさせていただいております。

本インターは、茂原市、長柄町のほぼ中央を横断している主要地方道千葉茂原線との交差点にあることから、さまざまな活性化が期待できると思えます。

まず、地域産業の活性化であります。茂原市、長柄町には、電子部品、医療、飲料の製造業などの産業が立地しており、これらの産業に関連した物流の活性化や新たな産業の立地も期待されます。

また、観光振興による地域の活性化も期待されます。本地域は、かねてより茂原・長柄森林健康リゾートとして発展してまいりました。長柄ふるさと村やゴルフ場への観光客も多く、町もグリーンツーリズム、道の駅など、都市と農村の交流を推進しており、これらの入り込み客の増加も今後期待されます。

ご質問にありますように、平成32年に開催される東京オリンピック・パラリンピックには、決して一過性というのではなく、本町の豊かな自然環境の中の施設をご利用いただくことにより、その魅力をさらに押し上げる起爆剤になるものと確信しております。

さらに、東日本大震災を踏まえ、近年の大災害への備えとして、茂原市、長柄町に立地する病院等への緊急物資の輸送や人命救助等の迅速化に寄与するものと期待されます。

以上の活性化には、ご質問にもありますように、町のトータルなランドデザインが必要であることは私も認識するところであります。

ランドデザイン、いわゆる土地利用、交通体系等の指針については、圏央道を見据えたマスタープランを平成5年に策定しております。この都市マスタープランにつきましては、土地利用、道路整備において、達成されたものや未達成のものもございますが、現在においてもその土地利用方針図はその基礎となるものと考えております。

今後、スマートインターの事業推進とともに、新たな都市的土地利用に対するニーズも敏感にとらえながら基礎となるマスタープランを活用しつつ町の活性化に努めてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、2点目の新年度の予算編成に当たりまして私から職員へ指示いたしましたのは、9月定例会の所信表明で申し上げました6つの柱、「高齢者の生活支援」、「若者の定住促進」、「確かな学力と生きる力を育む教育」、「人と自然が創る豊かなまちづくり」、「地域住民の共助によるふるさと再生と活性化」、「インフラの整備と活用」を推進するために、着実にかつ意欲的な予算編成でなければならないといたしました。

それには、財源を真に必要な施策に振り向けていく、施策の実行に繋げていくといった努力が必要なこと。同時に行財政全般にわたり、事務執行の体制や進め方を不断に見直し、最小の経費で最大の効果を上げねばならないということ。本町の財政を取り巻く状況、また中長期的な見通しに基づき、それぞれが既存の制度、慣習にとらわれず、英知を結集し創意工夫により予算編成に当たることなどを指示いたしました。

次に、新年度予算の重点的な施策については、予算編成中であることからご理解をいただきながら申し上げますと、前年度から進めている地籍調査事業、スマートインターチェンジ事業、大庭地先の幹線町道の整備事業、公民館の建てかえ事業などは引き続き力を注いでまいります。

また、平成27年度の新規事業を申し上げますと、町制施行60周年記念事業、子ども医療費助成事業、対象範囲を現行の中学生までを高校生までに拡充すること、乳幼児の紙おむつの費用の一部を助成する乳幼児家庭支援事業、長柄小学校北側校舎と体育館の耐震補強のための調査・設計業務、小中学校の空調設備新設のための調査・設計業務、小中学校児童・生徒を対象にした遠距離通学費補助事業の充実、中学校2、3年生を対象にした海外研修国際交流事業の実施などであります。

次に、インフラ整備に関してお答えいたします。

ご存じのとおり、インフラの整備と活用については、所信表明した柱の一つでありますので積極的にと考えておりますが、公民館建設事業等も控えておりますので、それぞれの事業の優先順位など、バランスをとりながら進めてまいりますので、ぜひともご理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目の役場組織機構の見直しについてのご質問でございますが、現在の大課制については、平成18年に策定された第4次長柄町行政改革大綱に位置づけられ、住民の多様なニーズに柔軟に対応するための簡素で合理的、かつ縦割り組織の弊害を解消し、機能重視の機構に改め、行政の総合力の向上を図るため平成20年度から大課制としているところであります。

実施から7年が経過し、行政改革の観点から、定員管理計画等とあわせ一定の効果をおさめたものと理解しております。しかしながら、現在の社会情勢は目まぐるしく変化しており、行政ニーズの変化にも合わせ的確に対応するためには、組織についても適宜見直しをする必要があると存じます。

よって、私は、次期行政改革において組織機構の見直しをしたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、4点目の男女共同参画社会推進についてですが、議員のおっしゃるとおり、国は男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、平成11年に男女共同参画社会基本法を制定しております。

この基本法は、男女が社会の対等な構成員として、みずからの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつともに責任を担うべき社会を形成することとしております。

町においても基本構想や前期基本計画等にも位置づけ、男女平等意識の高揚を図るため、機会を捉え研修会に参加することや県の主催する出前講座へ出演し、男女共同参画の重要性和実務能力の向上に取り組んでまいりました。また、審議会などへの女性の登用についても各種委員会の新設や改選の機会を捉え、積極的に促進してきたところであります。

国は、審議会等における女性委員の登用について、当面の目標として女性委員の割合が少なくとも30%となるよう努めるとしております。また、県では、審議会等への女性委員割合の目標を40%として取り組んでおりますが、平成25年4月1日現在の登用率は25.9%であり、全国平均の34.5%と比較すると低い状況となっております。県内市町村の審議会等の登用率

は24.2%となっており、これも低い状況となっております。本町においては、目標値は設定していませんが、18%の登用率となっております。

町職員の一般行政における女性職員の比率は47%で、男女の社会における活躍については中立であると言えますが、指導的地位に女性がいない現状であります。この理由については、女性職員の年齢が比較的若いことや管理職を目指す女性が少ないという実情があると認識しております。

今後は、管理職についても機会を公平公正に与えて評価することはもとより、各種研修会などを開催し、男女共同参画の意識の醸成に努めてまいりたいと考えております。また、今年度の職員研修として、女性職員の意識高揚を図るため、今年18日に、県の女性管理職を招き、職員の意識改革に向け研修会を予定しているところであります。

今後は、男女共同参画推進条例及び計画の策定については、近隣市町村の動向も注視し、男女が社会への対等な構成員として尊重され、かつ社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目指して、男女共同参画により地域社会が活性化する町づくりを目指したいと考えているところでございます。

学校経営における質問につきましては、この後、教育長から答弁させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

次に、5点目のごみ焼却場飛灰処理についてお答えいたします。

まず、市原エコセメントにつきましては、平成23年11月2日の操業停止から現在に至るまで休業状態が続いております。今後の再開の見通しも立っていないと聞いております。

飛灰に係る放射性セシウム濃度につきましては、長生郡市広域市町村圏組合ホームページに公表されているもので、震災後の最大値で1,053ベクレル、それに対し、現在この10月の直近データで170ベクレルという測定結果となっております。環境省の福島県内の災害廃棄物の処理の方針における周辺地域や作業者の安全が確保できるレベル、いわゆる8,000ベクレルを大きく下回る結果で、安全な数値であります。

市原エコセメントにかわる新たな県外受け入れ先につきましては、茨城県鹿嶋市中央電気工業株式会社と、ご質問にありました長野県小諸市のフジコーポレーション株式会社の2カ所で処分を始めたところでございますが、フジコーポレーションにつきましては、埋め立てを昨年8月で完了したことから、新たに昨年9月から秋田県小坂町グリーンフィル小坂株式会社と昨年11月から山形県米沢市の株式会社エコス米沢と契約し、先ほどの中央電気工業と合わせ3社で処理を継続しております。

なお、中央電気工業株式会社は、これら特別管理廃棄物を路盤材として再資源化しており、市原エコにかわる環境に配慮した処理事業者と理解しております。

現時点での課題といたしましては、日々発生する飛灰を継続的に、また安定的に処理しなければならないことから、常に複数の処分先を確保し続けなくてはならず、全国に同種の最終処分場が少ない点が課題と考えます。

最後に、東京電力への損害賠償請求でございますが、放射能分析費、飛灰保管に要する経費、固化設備改修経費など、1億6,632万円余りを請求し、これに対し1億4,434万円が支払われております。

以上、山根議員の質問に対する答弁といたします。

○議長（関 民之輔君） 答弁願います。

教育長、佐川和弘君。

○教育長兼教育課長（佐川和弘君） 長柄町の学校経営における男女共同参画の指針と実践状況のご質問についてお答えいたします。

最初に、男女共同参画の指針についてですが、学校では特に策定をしておりません。

理由は、男女共同参画に係る指導内容、例えば、個人の尊重や男女の平等、男女の相互の理解・協力などが、人権教育やキャリア教育などの全体計画及び教科、道徳、特別活動、総合的な学習の指導計画に位置づけられているからでございます。

次に、実践状況であります。全教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、ともに男女が同一のカリキュラムで学習する男女共修制を取り入れております。また、学習や生活の班編成も男女混合で行われ、学級組織を初めとしたさまざまな役割分担や学級役員、児童・生徒会役員の選出等も性別にかかわらず、児童・生徒の特性や興味関心、適性等を生かした形で実施されております。

一例でございますけれども、中学校においては3期連続で女子が生徒会長に選出されておりました。これなども男女の平等、男女の相互の理解・協力の教育の成果の一つのあらわれであるというようなことで考えております。

以上のことから、本町では、児童・生徒の間には、ごく自然に男女共同参画についての意識が定着し、実践がなされているのではないかと判断しております。

以上でございます。

○議長（関 民之輔君） 5番、山根君。

○5番（山根義弘君） それでは、自席から2回目の質問をさせていただきます。

1 項目めの活力のある町づくりについてですが、これについては特に 2 回目の質問ということではありません。町長の説明で十分わかりました。ありがとうございます。

2 項目めの平成27年度予算編成方針についてでございます。これについて、2 点目の新年度予算において重点的な施策はというようなことの中で、既存の、既に私どものほうで知り得ている地籍調査事業、あるいはスマートインターチェンジ等、これらについては引き続きお願いしたいと思いますけれども、新規の中で、私だけではなく、他の議員さんも心を痛めて一般質問等をお願いを申し上げていた項目も含めていただいているということで、これについては大変評価をさせていただきたいということでございます。

3 点目なんですけれども、私のほうからはインフラ整備という形の中での話なんですけれども、各地区の要望における道路整備等のインフラ整備についての件で、平成25年度決算における実質収支額、いわゆる黒字額なんです、これについては3億4,366万3,000円ということになっております。それに対して、標準財政規模は25億779万8,000円ということでありますから、実質収支率は13.58%となってきます。望ましい実質収支率は3から5%と言われておりますから、長柄町ではかなり高い数値になっておりまして、仮に実質収支率を、3から5%ということでは真ん中をとって4%とした場合に、実質収支額は、いわゆる黒字額は1億円程度あればよいという計算になってきます。さらに、財政調整基金への繰入金を1億円としても残り1億4,366万円の繰り越しができる計算になります。そうしますと、農道舗装が年間1路線約300万円程度の予算ですから、繰越額の1割で年間約4路線の整備が可能となってきます。

今後、公民館建てかえや学校施設の耐震化等の事業費、その他もろもろ含まれているということでございますけれども、創意工夫しながら各地区からの多くの要望を少しでも早くかなえていただきたいということで、硬直化した予算配分の見直しをお願いするものでございます。

町長からのご答弁の中では、優先順位で進めるというお話でございました。その優先順位という部分をどういう視点で優先順位という見方をするのか。町民の目線で見えた優先順位と行政の執行部から見た優先順位というものも若干のずれがあるのではなかろうかなと思います。そういうことで、もう少し住民の目線で見えた部分もご配慮願いたいなどお願いを申し上げることでございます。これについては、答弁は結構でございます。

3 項目めの町事務執行組織の改編と事務分掌の見直しについてということで、1 回目の答弁では、次期の行革で見直すというお話でございました。私のほうは、本案件についての即

効性というのは確かに余り期待できないということ、あるいは職員にとってやりがいのある職場づくりが町活性化の礎になると考えるわけでございますので、少しでも早く見直すべきであるというふうに思います。また、町長の1任期、4年間の中で見届けて、そして検証する責務があるというふうに考えれば、来年度にもスタートをしてもらいたいというふうに思うものでございます。再度、ご検討願いたいと思います。特に答弁は必要ございません。

次に、4項目めでございます。男女共同参画の関係ですけれども、4項目めの3点目のところで、町職員の一般行政職における女性管理職の登用について云々ということでご答弁いただいたんですけれども、女性職員の比率が47%ということ为先ほど聞いたんですけれども、これだけの比率があるという中で、やはり答弁の中では管理職を目指す人が少ないとか、年齢がまだ若干低いというようないろんなことがあるということでもございましたけれども、今後研修会を行うということですが、ぜひ職員の意識の改革をお願い申し上げて、これについては、なるべく早く女性管理職の登用という環境づくりをしていただきたいと思います。これも答弁は結構でございます。

さらに、4点目なんですけれども、条例あるいは計画の策定というようなことで、条例の制定というのは私もまだちょっと難しいだろうと。その前に、計画の策定ということもございます。これについては、郡内の中でも茂原市を除いてほかの町村ではございません。そういうことも含めて、我が町で、郡内、次の町村の中で一番を目指してこの策定をお願いしたいなど。他の町村の動向を注視してというご答弁だったんですが、そうではなくして、町長の答弁の中では、大変これは重要なことだという認識をなされていたわけですから、これについては、町としてどうするのかという、そういう積極的な視点でこれを見ていただきたいと思います。これについてはご答弁をお願いします。

次に、5項目めでございます。ごみの焼却場の飛灰処理についてでございますけれども、本件の放射能汚染物としての焼却飛灰処理が、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律、いわゆる産業廃棄物処理法なんですけれども、これに基づくものとするれば、廃棄物の処理及び清掃に関する法律というのがありまして、これの第2条第1項に廃棄物の定義があります。これによれば、放射性物質及びこれによって汚染されたものを除くとありますことから、本件の放射能汚染物としての焼却飛灰は産業廃棄物から除外されるということになります。そうしますと、なぜ放射能汚染物が産業廃棄物として処理できるのか、特別措置法等があるのかどうか伺いたいと思います。

以上で、2回目の質問を終わります。

○議長（関 民之輔君） 田中総務課長。

○総務課長（田中武典君） 男女共同参画社会についての2回目のご質問でございますが、計画づくりについても積極的にというご指摘でございます。これにつきましても、計画についても今後積極的に考えていく所存ではございますが、やはりまず優先されるべきは、とにかく職員の意識改革、研修、こういったところを強化していく必要があるかというふうに心得ておりますので、これらと並行しながら計画づくりについても取り組んでまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（関 民之輔君） 白井地域整備班長。

○地域整備班長（白井 浩君） 長生郡市広域市町村圏組合のごみ処理に関係することでございますので、環境行政を担当しております地域整備班のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

初めに、議員のご質問の中で、焼却飛灰が産業廃棄物というところにつきましてはですけども、廃棄物処理法の中で一般廃棄物というふうに定義されておまして、こちらにつきましては産業廃棄物、産廃ではございません。

その上でですけども、ご質問にもございました廃棄物処理法第2条第1項の中で、放射性物質及びこれによって汚染されたものは廃棄物から除くと規定されているということはまさしく事実でございます。これにより原発事故後の焼却飛灰は、ご質問の趣旨のとおり、当時の法律上は、いわゆる通常の焼却飛灰と同じ一般廃棄物として処理できないという状況となってしまいました。そこで、その後、平成23年8月30日に、放射性物質汚染対処特措法、正式には、ちょっと長いんですけども、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法が施行されまして、その中の第22条で、当分の間この原発事故由来の放射性物質によって汚染されたものは除くというふうに規定されておまして、特定一般廃棄物として捉えることとなりまして、それによって、それ以降の現在もこの飛灰が処理できることということになっているものでございます。

以上です。

○議長（関 民之輔君） 5番、山根君。

○5番（山根義弘君） それでは、自席から3回目の質問をさせていただきます。1点だけお聞きします。

5項目めのごみ焼却場の飛灰処理についてでございますけれども、民間最終処分場への搬

入手続には法的に幾つかの手順があります。例えば、当該最終処分場所在の市町村との手続や現地確認作業等が複雑に入り組んだ形の中で決まっております。これを怠ったために、全国的に大変な事件が起きたということです。

福井県の敦賀市において、民間最終処分場での違法操業による有毒な汚水排水の処理をめぐる事件が発生しまして、現在でも未解決というふうに関及しているところでございます。敦賀市が、一つは監督事務を怠ったこと、そして搬出した多くの清掃組合等が適切な事務を怠ったことから起きた事件でございました。この処分場へは、千葉県では2つの清掃組合等が搬出しておったわけですけれども、廃棄物処理法等における適切な事務処理ができていないことから多額の費用弁償を請求されたという事例がありました。

このような事例があったということで、法的に間違いなく事務処理が行われているのかを審査するという事は当該組合を構成する市町村の責務でもあると考えますことから、このような審査はどのようにしているのかお聞きをしたいと思います。

以上で、3回目の質問を終わります。

○議長（関 民之輔君） 白井地域整備班長。

○地域整備班長（白井 浩君） この当該廃棄物の処理につきましては、先ほど申し上げました長生郡市広域市町村圏組合において、相手方の施設はもとより、所在している市町村との事前協議など、各種法令にのっとりまして的確に執行されているというふうに関いております。

本町は、構成市町村として予算の説明、また決算の報告などで適正に行われていることを確認しているものでございますが、万が一、敦賀市のような事件が発生してしまった場合には、ご指摘のように、本町にも負担金として影響が及ぶことが想定されることから、今後そのようなリスクについて、構成7市町村としても意識を高めて情報を共有することが求められているんだということを考えるところでございます。

以上でございます。

○議長（関 民之輔君） 以上で、山根君の質問を終わります。

◇ 本 吉 敏 子 君

○議長（関 民之輔君） 次に、1番、本吉敏子君。

○1番（本吉敏子君） 皆さん、こんにちは。1番、本吉敏子です。

各地で激戦が展開されている衆議院選は、14日の投票日まであと3日となりました。今回の衆院選は、自民公明の与党に日本経済の再生を託すのか、再び野党に任せるのか。

物価下落が続くデフレ状態からの脱却を掲げた自公政権が強い経済をつくるアベノミクスを断行したことで、元気のなかった日本に再び活力をもたらしつつあります。

今回、本格的な景気回復への道筋を確かなものにするため、来年10月に予定されていた10%への引き上げを2017年4月まで延期となりました。消費税率引き上げの延期は経済再生のための決断であり、軽減税率の導入は生活者の視点から必ず取り組まなければならない大きな問題です。

師走のせわしないときですが、将来を見据えた大事な選挙であると思います。こういった点からも、棄権のないよう多くの方に投票を呼びかけていきたいと思います。

ことしも残された半月余りですが、事故なく元気に過ごせますよう、おのおのが気をつけてまいりたいと思います。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、5項目にわたり一般質問をさせていただきます。

町長の所信表明について。

町長は9月定例会におきまして所信表明をされました。平成32年度を目標年次とする長柄町第4次総合計画、「水が輝き、緑が輝き、そして笑顔が輝く、ヒューマンリゾートながら」の実現を基本理念とし、元気で明るいながらを創造していくための6つの柱を掲げました。6つの柱の中の2つについて質問をさせていただきます。

まず1点目は、「確かな学力と生きる力を育む教育」の中に、通学弱者対策については、本町は、自宅から路線バス停留所までの距離が遠かったり、高低差が大きく自転車や徒歩での通学に不便を感じたりしていたりする児童・生徒がいるため、通学弱者対策を検討し改善を図りますとありますが、具体的にどのような改善をされていくのかお伺いいたします。

2点目は、保健医療機関との連携による高齢者の生活支援についてです。本町の高齢化率は既に30%を超え、いわゆる団塊の世代が75歳になる2025年には40%台に達すると予測されております。この高齢化の進展は、医療費、介護給付費の増加にもつながり、町財政を圧迫するだけでなく、町民の皆様の生活の満足度の低下にもつながります。

そこで、いつまでも自宅で豊かな生活を送ることができる環境を構築するため、医療では、町内及び長生郡市内の医療関係機関との連携を進めると同時に予防保健の充実を図っていく。

介護保険については、住みなれた土地でいつまでもその人らしく生活していくため、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体となった地域包括ケアシステムを構築してまいりたいとありますが、関係機関との連携、介護人材確保について、また高齢者の生活支援について具体的にどのように取り組まれていくのかお伺いいたします。

次に、生活困窮者自立支援制度について。

生活困窮者自立支援法が昨年12月に制定され、平成27年4月から全国で施行されます。これは、これまで十分でなかった生活保護受給者以外の生活困窮者に対する第2のセーフティネットを拡充するものです。

生活保護の動向を見てもみますと、平成26年3月時点でありまして、生活保護受給者は約217万人となっております。平成23年7月に過去最高を更新して以降、増加傾向にあります。

ただし、対前年同月伸び率は0.5%となっており、平成22年1月の12.9%をピークに減少傾向にあります。

高齢化等の影響により生活保護受給者の過半数は60歳以上の方、また失業等による生活保護に至る世帯を含むその他の世帯の伸びは、平成15年度から平成26年度3月の10年間で約3倍強ではあるが、近年の伸び率は低減傾向にあります。

受給者の増加に伴って生活保護費負担金も一貫して増加し続けており、平成26年度予算では3兆8,431億円、そのうち約半分は医療扶助が占めております。また、平成24年度の不正受給件数は約4万2,000件、金額にして約190億円という状況であります。

これまでの日本では、安定的な雇用を土台とした第1セーフティネットであります社会保障制度、労働保険制度が機能し、また最終的には第3のセーフティネット、生活保護制度の見直しと基準の見直しである生活保護制度が国民に包括的な安心を提供してきました。しかし、このような安定が揺らいでいる今、生活保護だけではもはや国民生活を支えられません。このため、第2セーフティネットの求職者支援制度、生活困窮者支援の構築が必要となっております。国も地方自治体も財政事情が極めて厳しい中、両者で真剣な協議を行った結果、合意に達し、この法律が生まれたと伺っております。この法律が地域で実際に成果を上げるよう体制の整備が必要です。

そこで、本町としまして、この法律による成果が上がっているのか、また進捗状況についてお伺いいたします。また、今後の取り組みについてもお伺いいたします。

次に、心のメンタルケアについてお伺いいたします。

近年、社会構造の変化に伴い、過重労働、社会的孤立、健康問題、家庭問題など、過度の

ストレスが長く続くと心身にさまざまな影響を与え、鬱病など心の病が増加しております。

厚生労働省が3年ごとに行っている患者調査によりますと、平成8年には43.3万人だった鬱病等の患者数は、平成23年には2.4倍の104万人と急増しております。実際にはこれより多くの患者がいると推測され、この統計にあらわれない有病者数は約280万人とも推測されております。

鬱病は誰でもかかる可能性がある身近な病気であり、適切に治療することでよくなると言われております。しかし、この病気は、病気と気づかずに苦しんでいる人がたくさんおります。ひきこもり、不登校、自律神経の不調、さらには対人恐怖症や働きたくても働けない、外出もできないという不安感につながり、本人も家族も大変苦しい状況になっております。中には自殺にまで追い込まれる場合もあり、早期発見、早期治療は最も重要な対処となります。症状に応じて、医師、精神保健福祉士、薬剤師、看護師、臨床心理士などの数多くの専門職が知恵を出し合って対応することが必要であり、職場復帰への支援や病院に行けず悩んでいる人が早期に相談、受診できる仕組みづくりなど、取り組みを進めていく必要があると考えます。

そこで、質問をいたします。町民相談のときに、心の問題を相談できる体制づくりをご検討いただきたい。また、自殺予防も視野に入れて、誰でも簡単に自己診断できます町のホームページに掲載しパソコンやスマートフォンを使ってメンタルヘルスチェックができるシステム、こころの体温計等の導入を提案いたしますが、考えをお伺いいたします。

次に、行政改革についてお伺いいたします。

本町では、多様化する住民ニーズや新たな行政課題に的確に対応するため、昭和61年以降、4次にわたり行政改革大綱を策定し、積極的に改革に取り組んできました。

国や地方を取り巻く行政環境は極めて厳しい状況が続いており、また急激に進む少子高齢化や高度情報化、住民価値観の多様化、環境に対する関心の高まりなど、社会経済情勢は日々変化していることから、絶え間のない行政改革への取り組みが求められております。

こうした中、本町では、行政改革の取り組みとして、平成17年3月29日付総務省から示された地方公共団体における行政改革のための新しい指針に基づき、第4次長柄町行政改革大綱を策定し、長柄町行政改革集中改革プランを進めてきました。また、長柄町行政改革推進プログラムについては、一部見直しを行い、平成22年度を起点とした平成26年までの数値目標を具体的に提示し、住民にわかりやすい指標を用い、それを公表し、さらなる行政改革の推進を図ることになっております。

第4次行政改革大綱も今年度で終わり、第5次行政改革大綱を策定されていかれるわけですが、そこで2点お伺いいたします。

1点目は、第4次行政改革大綱のこれまでの評価をお伺いいたします。

2点目は、第5次行政改革大綱を策定されていると思いますが、第4次の評価実績等を踏まえ、第5次はどのように策定されるのか、大きく変わるところがあるのかなど、考えをお伺いいたします。

最後の質問です。

地域活性化対策について。

人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域力の維持強化を図るためには、担い手となる人材の確保が特に重要な課題となっています。一方、生活の質や豊かさへの志向の高まりを背景とし、豊かな自然環境や歴史文化等に恵まれた地域で生活することや地域社会へ貢献することについて、いわゆる団塊の世代のみならず、若年層を含め、都市住民の地方への貢献、移住のニーズが高まっていることが指摘されております。

人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、他地域からの関心を集め、その定住、定着を図ることは、都市住民の自然環境への憧れや地域社会貢献への動機づけにも応えながら、地方にとっては地域力の維持強化にも資する取り組みであり、有効な方策と考えられます。

そこで、安倍総理は、人口減少社会における地域活性化対策として、地域おこし協力隊の制度を3年間で平成25年度より3倍に拡充する目標であることを平成26年6月に発表しております。また、12月4日には、総務省から、地域おこし協力隊の隊員の起業を後押しするため、受け入れる自治体への財政支援を拡充する方針も決まりました。

本町におきましても、この地域おこし協力隊制度の支援事業を導入して町発展の起爆剤としてご協力をいただき、定住促進を図る施策を提案いたしますが、考えをお伺いいたします。

それでは、1回目の質問を終了いたします。

○議長（関 民之輔君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 本吉議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の所信表明での通学弱者対策についてお答えいたします。

現在、遠距離通学費補助金については、小中学校、児童・生徒の通学費補助金交付要綱に基づき、1カ月当たり、小学校にあっては、4キロメートル以上6キロメートル未満を通学

する児童に1,500円を、6キロメートル以上を通学する児童には2,000円を支給しております。また、中学校にあっては、6キロメートル以上を通学する生徒に2,000円を支給しております。一方、バス通学する児童・生徒に対しては、定期券購入費の2分の1の額と、先ほど申し上げた通学距離に基づく額のどちらか高い額を補助しているところであります。

所信表明で述べました通学弱者対策としては、平成27年度から、通学距離に基づく補助金及び定期券購入者の補助金については、いずれ補助額の上乗せをする形で検討を進めております。

具体的な補助額の上乗せについては、通学距離に基づき、1カ月当たり500円の上乗せを行い、定期券購入者は全額支給する形で予算の協議を進めております。ぜひともご理解いただきたいと存じます。

次に、高齢者支援の中の地域包括ケアシステムの構築の具体策についてお答えいたします。

地域包括ケアシステムにつきましては、現在策定中の介護保険第6期計画の中でお示すべく作業を進めているところであります。

地域包括ケアシステムは、高齢者が住みなれた土地で安心して生活が継続できるためのシステムで、この実現のために医療と介護の連携及び新たな介護予防、総合事業の推進が求められております。

町といたしましては、医療機関、介護事業者、社会福祉協議会を初めとする関係機関と連携し、地域での支援ネットワークの構築を検討していきたいと考えています。また、人材の確保についても関係機関と連携し、認知症コーディネーター、生活支援コーディネーター等の養成を図るとともに、ボランティアの発掘とその育成に努めてまいりたいと考えております。

特に、生活支援サービスについては、介護予防推進員や各種ボランティアとして活躍されている方々のみだけでなく、元気な高齢者は重要な人材でありますので、ぜひともご協力いただきたいと考えているところであります。そのためには、生活支援サービスの事業主体と担い手がともに事業を進めやすい体制の構築が急務であり、その進め方及びスケジュールについて関係機関の意見を伺いながら早急に協議を進めてまいりたいと考えていますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の生活困窮者自立支援制度についてお答えいたします。

全国では、生活保護受給者が過去最高を更新するなど、経済的困窮、また社会的孤立の状態にある人々が増加しております。生活困窮状態にある人々を支えていくためのセーフティ

一ネットの強化が求められているところであります。

こうした人々を支援するための新たな法律である生活困窮者自立支援法が昨年12月に成立し、27年4月から新たな支援制度がスタートすることになりました。新たな支援制度では、生活困窮者が抱える多様な課題に対する相談を包括的に受けとめる相談窓口を設置するとともに、公私の幅広い関係者の連携をもとに就労に向けた支援を中心に、住宅の確保や家計相談、子供への学習支援等を計画的に行うこととしております。

本支援制度の実施主体は福祉事務所設置自治体であり、福祉事務所未設置の町村においては都道府県が実施主体となるため、本町での支援事業は県が実施することになります。現在、県では新制度に向けて体制を整備中であります。

町といたしましては、県や関係機関と連携を密にし、住民に最も身近な行政窓口として生活困窮者の把握を行うとともに、一次窓口として相談に応じ、自立相談支援事業に適切に対応したいと考えていますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、3点目の心のメンタルケアについてお答えいたします。

ストレス社会とも呼ばれる現在の社会で、人は多くのストレスを抱えて心の病に悩んでおります。その要因は、家庭や職場での人間関係、子育て、健康問題、高齢化社会による孤独など、さまざまであります。

心の不調の改善や予防のため心のケアの重要性が叫ばれる中、ご提案のように、全国で約200の自治体では、パソコンやスマートフォンを使って簡単にメンタルヘルスチェックができるシステム、いわゆるこころの体温計をホームページに掲載しており、県内においてもいくつかの自治体が掲載しているところであります。国においても厚生労働省のホームページでストレスチェックを実施しております。

本町においては、現段階では、厚生労働省のホームページを紹介するなど、広報誌や町ホームページを活用し、こころのケアの重要性を周知啓発したいと存じますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

次に、4点目の行政改革についてのご質問についてお答えいたします。

第4次行政改革は現在進行中ですので、行政改革の具体的な数値目標を設定した集中改革プランの平成25年度までの実績をもとにお答えさせていただきます。

集中改革プランでは、9つの重点項目とこれを細分化した71件の推進すべきものの達成率は78.9%でありました。中でも、指定管理者制度の導入、町立学校の適正規模に向けた統廃合、地籍調査の実施など、特筆すべき効果を上げることができたのは、議員の皆様を初

め関係各位のご指導とご協力のたまものと深く感謝申し上げる次第であります。しかしながら、2割程度の計画が未達成であることも事実でございます。

第5次行政改革大綱は、これらの実績を踏まえ、なぜ未達成となったのか、また達成したものの過度に町民の皆様負担を強いた事例はなかったかなど、平成27年度においては、行政改革推進委員会で継続すべきもの、廃止すべきもの、新たに追加すべきものを検証して、新たな行政改革大綱を作成してまいりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

次に、5点目の地域おこし協力隊の活用についてお答えいたします。

地域おこし協力隊とは、町が都市住民を受け入れ、地域おこし活動の支援や農業の支援、住民の生活支援など、地域協力活動に従事してもらい、あわせてその定住、定着を図りながら地域の活性化に貢献するもので、国がその財政的な支援を特別交付税により措置するものでございます。この支援を受けて活動している地方公共団体は、全国で318の市町村、県内では館山市と勝浦市で4団体が活動しております。

その財政的な支援について調査したところ、3大都市圏等から過疎地域などの条件不利地域に住所を移し活動した場合に対象となりますが、本町はその地域要件から外れているため、財政的な支援を受けることができません。

町としては、現在推進しているグリーンツーリズム事業等による都市と農村との交流事業や新規就農者支援事業の活用や定住対策の政策について、今後、皆様とともに知恵を出し合いながら積極的に取り組んでまいりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

以上、本吉議員の質問に対する答弁といたします。

○議長（関 民之輔君） 1番、本吉君。

○1番（本吉敏子君） 初めに、町長の所信表明についてですが、初めに「確かな学力と生きる力を育む教育」ということで、通学弱者対策ということを言われているんですが、具体的に、まずは何を指されて通学弱者対策ということを言われているのかということをお聞きしたいと思います。

2点目は、平成27年度から上乗せ支給とバス通学をされるということで、またバスを利用されている方には定期券を購入されているということで全額支給するというので答弁があったと思いますが、対象人数がわかれば教えていただきたいと思います。

あと3点目は、予算総額、概算はどのぐらいなのかということで、わかれば教えていただきたいと思います。

地域包括に関しましては、これは大変な取り組みになると思います。これは要望なんです

が、町全体と地域、関係機関、それぞれと連携して構築していかなければならないと思います。しっかりとしたプロジェクトチーム、先ほどの答弁の中にもありましたけれども、いろいろなチームを作成するというものでありましたけれども、本当に細かくやっていかなければなかなか進まない、この今回の地域包括ケアシステムの構築になると思いますので、強くまたしっかりとしたプロジェクトチームをつくっていただきたいということを強く要望したいと思います。

次に、生活困窮者自立支援制度ということの、これは福祉事務所が、設置が自治体ということではなくて、支援事業は県が実施するというお話があったと思います。住民の一番身近な行政窓口として、さらには適切にということでお話があったと思いますけれども、本当に住民の一番身近な行政ということ、窓口が一番頼りになると思いますので、さらなる対応をお願いしたいと思います。

次に、心のメンタルケアについてですが、これは、まず町民相談を町としては行っていると思います。そのときに、心の問題ということ相談できる体制はできているのかできていないのかということをお聞きしたいと思います。

2点目は、本町での行政窓口ではどのように対応されているのかということをお伺いしたいと思います。また、年間どのぐらいの方がこの町民相談に来られて、また具体的にどのようにして対処されているのかお伺いしたいと思います。

行政改革についてですが、これは現在策定中ということでもありますので、これは自己評価では厳正に判断することは難しいところだと思います。評価担当はどのような方がされているのかお伺いしたいと思います。また、多くの場合は、策定作業は業者の手による策定ということが多々あると思いますが、どこの市町村でも独自性に欠ける模範的な文言となるようなことが多いと思いますが、本町としては、特色を生かした、また効果的な行政改革大綱を望みますが、町長また担当課の方に考えをお聞きしたいと思います。

地域活性化対策についてですが、これは要望です。財政的な支援について、過疎地域などの条件で住所を移し、また活動した場合に対象ということなので本町は該当しないということでお話があったと思います。でも、地域おこし協力隊としての財政的な支援を受けることはできないとしても、人口減少の実態は進んでおりますので、他人事とは思えないと思いますので、また過疎地域と言われる前に、これにかわる町独自の対策の強化が必要であると考えますので、本町でもグリーンツーリズム事業を展開し推進しておりますが、こういう事業、また新規就農者への支援事業などの課題はまだ残っていると思いますので、本町の未来

を考えると、人口減少に対しての現状のままでよいというわけにはいかないと思います。本町の景観のすばらしさ、また都心への近さからすると多くのニーズが見込まれますので、定住促進のためにも、また地域支援に対して積極的に取り組んでいただけますよう強く要望いたします。

それでは、先ほどの第2の質問ということで答弁をお願いいたします。

○議長（関 民之輔君） 佐川教育長。

○教育長兼教育課長（佐川和弘君） それでは、私のほうからは何を通学路弱者としているかという点についてお答えしまして、細かな数字については片岡班長のほうから答弁させますので、よろしく申し上げます。

通学弱者という言葉そのものは、非常に捉え方としていろんな捉え方ができるというふうを考えております。体の問題だとかいろんな問題がございますが、先ほど町長が答弁しました通学弱者という部分の捉え方は、いわゆる通学に際して安全安心の確保と、あとはやはり通学距離の問題、その辺を捉えて、その辺で困難がある子供たちを通学弱者という形での捉え方であるというふうを考えております。ですから、距離が長いということもありますが、またバス停までの距離があるということも含めて、その辺を捉えて改善を図るというような形での答弁であったかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

数字については班長のほうから答えます。

○議長（関 民之輔君） 片岡学校教育班長。

○学校教育班長兼給食センター長（片岡正直君） それでは、私のほうから対象人数と補助額の総額についてご報告をさせていただきたいと思っております。

本年度1学期末の人数でございますが、小学校で対象者は38名、中学校は4名でございます。合計金額は、補助額の合計金額ですけれども、約150万円というような金額でございます。

以上でございます。

○議長（関 民之輔君） 三上健康福祉班長。

○健康福祉班長（三上清志君） 心の相談についてご回答いたします。

先ほどの行政窓口としてどのように行っているかという質問でございますけれども、直接健康福祉班のほうに相談に来た場合は保健師等が対応してございます。また、町のほうから委託しています社会福祉協議会のほうで心配事相談を行っておりますけれども、そちらのほうで対応してございます。

なお、件数につきましては、プライバシーにもかかわりますのでカウントしてございませんので、申しわけありませんが、数字は把握してございません。

なお、先ほど町長の答弁等はございましたけれども、今後も広報誌や町のホームページ等を活用して啓発していきたいと思っておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（関 民之輔君） 石井財政管財班長。

○財政管財班長（石井正信君） 行革のことでお答えいたします。

まず、評価は誰がしているのかということでございますけれども、一義的な評価につきましては職員の部内ということになります。最終的には、長柄町の行政改革推進委員会というものを設置してございますので、そこで最終的な評価をしていただくということになります。

それから、誰が業者に委託するのかというような話でございますけれども、今時点では業者に委託するような考えはございません。職員の中でつくるようなことで考えております。先ほど本吉議員のほうで今現在行革をやっている最中だというような話ございましたけれども、第5次の行政改革大綱につきましては、27年度、1年間かけて実施するというようなことで考えております。拙速にならないような形で、1年間じっくりかけてやるということでご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（関 民之輔君） 1番、本吉君。

○1番（本吉敏子君） 再質問させていただきます。

初めに、通学距離に基づく補助金ということで、定期券購入者の補助金の上乗せをされるということですが、保護者のほうからは、長柄町内で小中学校の通学に関して平等にしていきたいという声が多くあります。この平等という点についてのお考えをお聞きしたいと思います。これが1点目。

あと、心のメンタルケアについての再質問をさせていただきたいと思っております。

先ほど答弁をいただいたと思っております。保健師さんだとか、福祉センターの窓口という心配事相談のときにとということであったと思っておりますけれども、具体的に何人ぐらいいるかというのが、これは数字は出ていると思っております。ですので、これを把握していないということは、ちょっと病院のほうからもこれは連絡が来ていたり、絶対的な数ではないかもしれませんが、一応は何人ぐらいそれがかかっているのかということにはわかっているべきだと思

ます。一応、多くの企業の従業員のストレスチェックということは、これは義務化されておりますので、それはしっかりともう少し親身になって考えていただきたいと思います。

心のメンタルケアについての再質問ですけれども、厚生労働省のホームページを紹介されるということでありましたけれども、これはご利用されたことがありますでしょうか。また、厚生労働省のホームページを紹介するだけではなくて、もう少ししっかりと取り組むことが大事ではないかと思いますが、その辺はどう考えているのでしょうか。また、町の相談窓口の問い合わせが紹介されるなど、またいま一歩踏み込んだ対策があればと思いますが、その辺の考えをお聞かせください。

これは要望なんです、行政改革なんです、今策定と、またこれから第5次だということでありましたけれども、職員と町の行政改革推進委員会でこれから検討し、また1年かけて、平成27年度からということで、までにということでお話があったと思います。これは要望なんです、行政用語の網羅だとか、住民にわかりやすく公表されるということでもありますので、手づくり感のある、また住民に呼びかけるような冊子もつくれたらいいんじゃないかなと思いますし、また外部の方をしっかりと入れながら、推進委員の中にはいらっしゃるかもしれませんけれども、そういう方をしっかりと入れながら策定していただきたいというふうに要望しますので、よろしく願いいたします。

それでは、第2の質問を終わりにいたします。

○議長（関 民之輔君） 佐川教育長。

○教育長兼教育課長（佐川和弘君） 非常に難しい質問をしていただいたというふうに思います、平等ということで。

保護者が平等にしてもらいたいというふうな答えがあったということで、その保護者の方が平等とはどう考えているのかなという部分がちょっとおっしゃられなかったので、こちらはどういうふうに答えていいかなというのが非常に難しいということなわけですけれども、一般的な形での考えであれば、それぞれ子供たちが等しく同じような形で安全に適度な距離を通学して学校生活が送れるという状態が平等であるというふうに思っております。

長柄町の実態の部分で関係してみますれば、小学校の合併のときに、水上小学校の子供たちがバスを使うというような中で、長柄でも民間のバスを使っている子供たちというようなところで、先ほどの高いほう云々というような議論があったことはご承知のとおりかというふうに考えております。

できるだけ保護者の負担等をなくした形でやっていきたいというような中で、今回提案し

たようなお話になっていったわけですが、その提案のいろいろと検討を進めていく上で、例えば長柄地域にもスクールバスを回すことはどうだろうかとか、あるいは町民バスをうまく活用するのはどうだろうか、いろんなことで検討をさせていただいたんですね。それが、できるだけ平等を確保する意味で大事なことだというふうな感じで検討させていただきましたが、費用とかそういった部分の中で、当面、今のところはこれがベストであろうという形での提案になっておりますので、ぜひご理解をいただければというふうに思います。

○議長（関 民之輔君） 蒔田住民課長。

○住民課長（蒔田 功君） 私からは、心のメンタルケアについてお答えいたします。

本吉議員のご質問にもありましたように、心の相談については、いろんな切り口から、病院とか、あるいは役場の窓口でも介護とか健康相談とか、あるいは子育てとか、いろんな切り口で相談がございます。その中で、生活に疲れるとか自殺したい、死んでしまいたいとか、そういった相談もあります。

ご質問の件数なんですけれども、件数というのは今ここでは把握していないので、その点はご了解いただいた上で、自殺願望みたいな、そういった潜在的なものは相談に来た方以外にも多くあると思います。現在、そういった方には、いろんな健診などを通じて、健診のところの相談窓口のような啓発もしているんですが、さらに、先ほど町長からも答弁がありましたように、広報誌、ホームページを活用して、早くそういった方が相談窓口に来られるような啓発を進めてまいりたいと思います。

それから、直接関係はありませんが、前段の地域包括ケアシステム、こういったものもこれから体制の構築を急いで進めてまいりますが、そういった中でも、いろんな声が拾えるような仕組みができていくんじゃないかと、そういったことも期待しております。

明確な答弁ではありませんけれども、ご了解のほどお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（関 民之輔君） 蒔田住民課長。

○住民課長（蒔田 功君） 答弁が漏れたみたいで申しわけありません。

厚生省のストレスチェックをやってみました。こころの体温計ももちろんやってみました。先ほど町長の答弁もありましたとおり、当面そういったものをホームページや広報誌で紹介しながら、また先行してやられている自治体さんの状況も見ながら検討したいというふうに思いますので、ご理解のほどお願いします。

○議長（関 民之輔君） 以上で、本吉君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は1時といたします。

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時00分

○議長（関 民之輔君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関 民之輔君） 日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度長柄町一般会計補正予算（第4号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 承認第1号 平成26年度一般会計補正予算（第4号）の専決処分をご報告申し上げ、承認を求めるものでございます。

本件予算は、衆議院解散に伴う第47回衆議院議員総選挙を執行するための経費722万6,000円の補正であります。選挙準備を早急に行う必要があり、臨時会を開催するいとまがないことから、去る11月28日、地方自治法第179条に基づき専決処分を行いました。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（関 民之輔君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度長柄町一般会計補正予算

(第4号)) を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関 民之輔君） 日程第6、議案第1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を説明申し上げます。

主な改正点は、1点目として、千葉県との給与改定に合わせ、若年層に重点を置いた給与の引き上げでございます。

2点目としては、期末勤勉手当の年間支給月数の引き上げでございます。

3点目として、自動車等、通勤している職員の通勤手当の引き上げでございます。

以上3点の改正につきましては、人事院及び県人事委員会の勧告に基づく改正で、本年4月にさかのぼり支給をするものです。

詳細につきましては総務企画班長に補足説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（関 民之輔君） 補足説明を求めます。

内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） 議案第1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

ただいま町長からの説明にもありましたが、今回の給与勧告は、民間給与との較差を埋めるため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら給料表の水準を引き上げるものでございます。引上げ額は、民間給与との較差1人当たり平均968円、約0.25%を引き上げるものです。本町では、1人当たり200円から2,000円の範囲で引き上げることとなりま

す。

次に、期末勤勉手当の引き上げについてですが、昨年8月から本年7月までの1年間について民間事業者との比較を行い、期末勤勉手当の支給割合を3.95月分から0.15月分引き上げ、総体で4.1月分とするものでございます。

次に、通勤手当の引き上げについてでございますが、通勤手当につきましても民間の支給額との比較によりまして、使用距離の区分に応じて70円から3,060円までの幅で引き上げるものでございます。

実施の期間は、平成26年4月1日にさかのぼり、その差額分を来年1月に支払う予定でございます。

この改正につきましては、郡内町村一律で行うものでございますので、よろしくご理解をお願いいたします。

以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長（関 民之輔君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関 民之輔君） 日程第7、議案第2号 長柄町特別職の職員の給与及び旅費に関する

る条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第2号 長柄町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を説明申し上げます。

改正点は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、職員の特別給であるボーナス支給に合わせ、特別職の期末手当に係る総支給月数を3.95月分から4.1月分に引き上げるものでございます。

なお、この改正についても郡市内町村一律で行うものですので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（関 民之輔君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第2号 長柄町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関 民之輔君） 日程第8、議案第3号 長柄町教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第3号 長柄町教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を説明申し上げます。

改正点は、議案第2号の特別職と同様に、教育長の期末手当に係る総支給月数を3.95月分から4.1月分に引き上げるものでございますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（関 民之輔君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第3号 長柄町教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関 民之輔君） 日程第9、議案第4号 長柄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第4号 長柄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を説明申し上げます。

本件につきましては、厚生労働省からの通知による産科医療補償制度に係る掛金の額を見

直すことと出産育児一時金の総額を42万円に維持するという方針が決定されたことから、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては保険住民班長に補足説明させますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（関 民之輔君） 補足説明を求めます。

川島保険住民班長。

○保険住民班長（川島 修君） 議案第4号 長柄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本条例の改正は、健康保険法等に基づく保険給付に係る出産育児一時金として、健康保険や国民健康保険などの被保険者またはその被扶養者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため一定の金額が支給される制度です。

支給額につきましては、出産費用等の状況を踏まえ弾力的な改定を実施するため、被用者保険は政令で、市町村国保は条例で、それぞれ規定しているものであります。

改正の内容につきましては、附則資料の新旧対照表をあわせてごらんいただきますようお願いいたします。

まず、長柄町国民健康保険条例第7条により、現行、出産一時金の支給額39万円とした規定を40万4,000円に改正し支給するとともに、同条ただし書きに規定する3万円を加算とした規定を1万6,000円に引き下げる改正をすることにより、総額の支給額が維持されることによりご家族の経済的負担の軽減が図られ、安心して産科医療を受けられるようにするものでございます。

よろしくご審議いただけますようお願い申し上げます、補足説明させていただきました。

○議長（関 民之輔君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第4号 長柄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり

り可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関 民之輔君） 日程第10、議案第5号 九十九里地域水道企業団規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第5号 九十九里地域水道企業団規約の変更について、提案理由を説明申し上げます。

本企業団の事務所庁舎は、水道施設耐震化計画において震度6強の地震動に対して倒壊し、また崩壊する可能性が高いと判定されたことから、職員の安全及び災害時における本部機能確保のため新たな事務所を建設しており、来春竣工の予定です。

よって、事務所の位置を千葉県東金市東岩崎2番地3から千葉県東金市東金769番地2に変更することから、九十九里地域水道企業団規約中、事務所の位置に関する規定を改正するものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（関 民之輔君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第5号 九十九里地域水道企業団規約の変更について、原案のとおり可決することに

賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号～議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関 民之輔君） 日程第11、議案第6号 平成26年度長柄町一般会計補正予算（第5号）、議案第7号 平成26年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第8号 平成26年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第2号）、いずれも補正予算でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第6号 平成26年度長柄町一般会計補正予算（第5号）、議案第7号 平成26年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第8号 平成26年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、一般会計補正予算ではありますが、5,287万9,000円を追加し、補正後の予算総額を36億4,154万円とするものであります。

歳出での主な内容を申し上げますと、科目全般にわたりますのは人事異動に伴う人件費の増減であります。

次に、款別に申し上げますと、1款総務費では、総合計画後期基本計画を策定するためのアンケートの実施の費用。3款民生費では、国民健康保険特別会計への繰出金の増、県後期高齢者医療広域連合への負担金の増。5款農林水産業費では、本年2月、降雪で被害を受けた都市農村交流センターの昆虫ドーム再建のための工事費の増。7款土木費では、金谷地先の町道の水道管布設がえ後の舗装復旧工事費の増であります。

なお、本件工事につきましては、長生郡市広域市町村圏組合水道部から全額負担されます。

この経費の財源として、国県支出金、前年度繰越金を充当いたします。

次に、国民健康保険特別会計補正予算ですが、補正額は861万円の増額で、補正後の予算総額は10億9,571万円となります。

主な内容を申し上げますと、歳出では、実績見込みによる療養給付費、高額療養費の負担金の増減です。

歳入では、国民健康保険税の減、一般会計繰入金の増であります。

次に、介護保険特別会計補正予算ですが、補正額は93万5,000円の増額で、補正後の予算総額は7億148万1,000円となります。

主な内容を申し上げますと、歳出では、人件費の増、介護予防事業費の増であります。

この経費の財源といたしまして、一般会計繰入金と繰越金を充てるものであります。

以上で説明を終わりますが、詳細につきましては、財政管財班長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（関 民之輔君） 補足説明を求めます。

石井財政管財班長。

○財政管財班長（石井正信君） 議案第6号 一般会計補正予算につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、歳出の内容から申し上げますと、本補正予算全般的なものとしたしましては人事異動に伴う人件費の増減がございます。これは、平成26年度当初予算編成時と本年4月1日の人事異動による職員の人員配置が異なるためのものであり、人件費トータルの金額は変わっておりませんので、2節給料、3節職員手当、4節共済費に係るものは説明を省かせていただきます。

それでは、補正予算書の8ページをお開き下さい。

まず、2款1項1目一般管理費、7節賃金の756万円の増は、職員の出産等のための特別休暇中の補充が主なものであります。

同項6目財産管理費74万円の増は、庁舎の光熱水費、主に電気料の増でございます。

7目企画費、1節報酬10万9,000円、11節需用費の食糧費の2,000円、13節委託料156万円の増は、第4次総合計画後期基本計画策定に係るアンケート実施等のための経費の増でございます。

8目交通安全対策費、16節原材料費10万円の増は、カーブミラー等に係る経費の増でございます。

9目諸費、19節34万円の増は、六地藏青年館の床張りかえ工事等の補助金でございます。

続きまして、9ページをごらんください。

2款4項3目町議会議員補欠選挙費10万1,000円の減は、選挙が執行されなかったための

減額でございます。

次に、10ページ、3款1項5目国民健康保険費、28節繰出金1,741万8,000円の増は、保険基盤安定負担金及び財政安定化支援事業のための国保会計への繰出金の増でございます。

同項7目介護保険費、13節委託料19万3,000円は、要支援者に係るケアプラン作成料の増によるものでございます。

28節繰出金74万3,000円は、介護会計の人件費増に伴うものでございます。

8目後期高齢者医療費、19節645万9,000円は、後期高齢者医療広域連合への平成25年度医療給付費の精算による負担金の増額でございます。

続きまして、11ページをごらんください。

4款1項4目環境衛生費、19節負担金及び交付金1万5,000円の増は、長生郡市広域市町村圏組合による年末年始の休日在宅当番医業務に係る経費の増によるものでございます。

次に、5款1項5目都市農村交流事業費、15節工事請負費1,000万円の増は、本年2月の降雪により倒壊いたしました交流センター昆虫ドームの再建のための経費でございます。

次に、7款1項2目地籍調査費、7節賃金15万6,000円の増は、臨時職員の従事日数の増のためのものでございます。

次に、12ページをごらんください。

7款2項1目道路維持費、15節工事請負費600万円の増は、金谷地先の町道3183号線、3189号線に埋設されておりました老朽化した水道管を平成25年度に布設がえを行いました。現状の舗装は仮復旧されております。これを本復旧する経費であります。

なお、本経費は長生郡市広域市町村圏組合水道部から全額負担されるものでございます。

次に、7款4項1目住宅管理費、15節工事請負費60万円の増は、日吉団地自治会内に物置を設置するためのものであります。

次に、8款1項2目非常備消防費、15節工事請負費の50万円の増は、石油貯蔵施設立地対策等交付金事業で行う山根地先、これは道脇寺になりますが、防火水槽新設工事の内容変更による増によるものです。

次に、13ページをごらんください。

9款2項小学校費、1目11節修繕料の50万2,000円は、長柄小学校、日吉小学校の校舍防火設備、避難誘導灯などの交換のための経費です。

12節役務費は、各小学校のコピーカウンター料の増でございます。

同様に3項中学校費、1目12節役務費の45万円もコピーカウンター料増によるものでござ

います。

次に、9款5項3目給食施設費、11節修繕料44万4,000円の増は、超音波洗浄機の振動盤修理、ボイラー給水ポンプ等の修繕のためのものでございます。

次に、14ページをごらんください。

18節備品購入費は、調味料室の除湿器の更新になります。

次に、これらの歳出に伴う収入についてご説明いたします。

7ページをごらんください。

14款1項1目2節国民健康保険基盤安定国庫負担金104万9,000円、15款1項県負担金、2目2節国民健康保険基盤安定負担金502万5,000円は、国民健康保険特別会計繰出金のうちの国庫の負担分でございます。

次に、20款3項2目1節雑入600万円は、先ほど申し上げました広域市町村圏組合からの工事の負担金でございます。

これらの財源になお不足するものは、19款1項1目1節前年度繰越金4,080万5,000円を充てるものがございます。

次に、議案第7号 国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の補足説明でございます。

歳出からご説明いたします。

7ページをごらんください。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、19節負担金及び交付金の861万円の増、同項2目退職被保険者等療養給付費207万9,000円の減、2項2目退職被保険者等高額療養費207万9,000円の増は、本年度上半期の実績から年度末見込みを推計し、過不足を算出したものがございます。

次に歳入でございますけれども、6ページをごらんください。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分でございます315万6,000円の減、2節後期高齢者支援金分現年課税分でございます209万7,000円の増、3節介護納付金分現年課税分で28万4,000円の減、同項2目退職被保険者等国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分496万6,000円の減、2節後期高齢者支援金分現年課税分134万7,000円の減、3節介護納付金分現年課税分115万2,000円の減、これにつきましても上半期の実績から年度末見込みを推計したものがございます。

次に、10款1項1目1節保険基盤安定繰入金保険税軽減分600万円の増、2節保険基盤安定繰入金保険者支援分209万9,000円の増、6節財政安定化支援事業繰入金931万9,000円の増

であります。これにつきましては、低所得者の財源措置である基盤安定負担金及び保険者の責めによることのできない繰出金である財政安定化支援事業の増によるものでございます。

次に、議案第8号 介護保険特別会計補正予算（第2号）の補足説明をいたします。

7ページをごらんいただきたいと思います。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費、2節40万3,000円、3節職員手当16万円、4節18万円の増は、一般会計同様に人事異動に係るものでございます。

3款1項2目8節報償費19万2,000円の増は、介護度重度化防止対策事業で、自治会等へ出向く出張予防教室の開催日数をふやすための経費でございます。

歳入は、7款1項4目1節職員給与等繰入金74万3,000円、8款1項1目1節繰越金19万2,000円を充てるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（関 民之輔君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

4番、星野君。

○4番（星野一成君） 4番、星野です。

一般会計の中で、総務費の賃金、出産手当のところ、臨時職員の賃金だというような説明でございましたけれども、臨時職員、これは何名分でしょうか。756万円です。

○議長（関 民之輔君） 内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） ただいまの星野議員のご質問でございますが、臨時職員につきましては、時間が短時間の方等もいらっしゃいますので、一概に頭数だけで数えますと9人分になります。

○議長（関 民之輔君） よろしいですか。

ほかにございますか。

5番、山根君。

○5番（山根義弘君） 同じく一般会計の歳出です。8ページ、2款総務費、7目の企画費なんですけれども、第4次の総合計画ということで、基本的なことをわからなくて申しわけないんですが、それをちょっとお聞きしたいんですが、策定審議会、これのメンバーが既に決まっているのかどうか。というのは、多種多様な人材を集めていただきたいというような

観点からお聞きするものです。

次に、13節の委託料なんですけれども、このアンケートの概要をちょっと、もしくはわかっただら教えていただきたいなと思います。

それと、11ページになります。5款農林水産業費の5目15節工事請負費、昆虫ドームの建設工事ということなんですけれども、1,000万円という多額な費用なんですけど、一つは、これを施工するにしろ、まず工期内、あと3カ月しかないわけなんですけれども、3カ月という工期でこの工事が終わる見込みがあるのかどうか。

それと、基本的なことなんですけど、この昆虫ドームの利用実態というんですか、これだけの多額の費用を投じてまでも修繕をしなきゃいけないのかどうか。これは、都市農村交流センターの中のいろんな施設があると思うんですけど、そういう中で、今あるものが壊れたから直すとか、そういう話じゃなくて、もしくはそれはもう既に不要だということであれば、それはもう撤去するという形の中で、次の新しいものを考えると、そういうことも必要なのかなという思いから質問をさせていただいています。

以上です。

○議長（関 民之輔君） 答弁願います。

内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） 山根議員の質問にお答えいたします。

企画費の中の総合計画策定審議会につきましては、12月、今月の19日に第1回目の委員会を開催する予定で、委員さんのところにはお手紙を出してございますが、その際には、条例に基づきまして委員さん15名を委嘱する予定でございます。

それと、アンケートについてのご質問がございしますが、この委員会に先立ちまして策定幹事会を実施したところ、前回の山根議員さんのご質問にあったとおり、アンケートがよろしいんじゃないかということでございましたので、策定委員会の中でその辺を検討いたしまして、アンケートをやる方向で今回予算案として提出させていただきました。アンケートの内容につきましては、まだ今検討中ございまして、お示しできるものはございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（関 民之輔君） 森田産業振興班長。

○産業振興班長（森田孝一君） まず、昆虫ドームの建設に当たりまして工期内に終わるのかというご質問でございしますが、基本的には、前回と同様に支柱を立ててネットということ考えておりますので、工期は問題ないということ考えております。

あと、利用実態、この施設におきましては、観光の方面でかなり重要と考えております。利用人数といたしましては、年間3,600名余り来場者がいるということと、収入も入場料、カブトムシ等の販売を合わせて200万円あるということで、この施設については、ぜひともまた再建をしてやっていきたいという角度で考えております。

以上でございます。

○議長（関 民之輔君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 質疑ないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第6号 平成26年度長柄町一般会計補正予算（第5号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号 平成26年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 平成26年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は1時50分といたします。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時50分

○議長（関 民之輔君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎平成25年度決算認定について（委員長報告）

○議長（関 民之輔君） 日程第12、平成25年度決算認定についてを議題といたします。

さきの会議において、各常任委員会に付託されました平成25年度の長柄町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算の審査経過と結果について、各常任委員会の委員長の報告を求めます。

最初に、総務事業常任委員会委員長、古坂勇人君。

○総務事業常任委員長（古坂勇人君） 平成25年度決算審査総務事業常任委員会委員長報告を行います。

総務事業常任委員会に付託されました平成25年度長柄町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について、審査の過程と結果について報告いたします。

本委員会は9月定例会において設置され、同時に決算認定について付託されました。

また、審査の都合により閉会中の継続審査の議決を経て、去る10月15日に委員会を開催し、執行部から清田町長を初め担当職員の出席を求め、慎重な審査を行いました。

その結果、各会計とも計数については監査委員の監査意見書どおり正当なものと認められました。

一方、適正で経済的かつ効率的な予算執行の観点から、審査の過程において、当局に対して詳細な説明を求め、今後の予算執行に際しては、より一層改善、検討すべきものとして要望した事項もありました。

それらの諸点については、当局の適切な措置を期待するものです。

なお、審査質疑の要点、検討、改善策を求めた主な事項について要約し、順次申し上げます。

まず、事業課の審査では、「中核的農家規模拡大円滑化助成事業で、新規に水上第一営農

組合に助成金が発生しているのはなぜか」との質問に対し、「この助成金は「新規に農地を借りた場合」に発生するものであり、既存の営農組合にも助成金が発生します」との答弁がありました。

次に、「農業振興費について、不用額440万円の原因は」との質問に対し、「鳥獣被害防止対策の補助金で、昨年度は防護柵を要望し845万円を予算要求していましたが、その設置方法について指導があり、防護柵の設置延長が減少したため不用額が生じました」との答弁がありました。

次に、「町道3033号線の調査1と2を分けた理由は何か」との質問に対し、「分割して発注した理由は、国庫補助金が削減されてしまったために当初1回で発注する予定だったものを分割しなくてはならなくなった。その後、県内で補助金の不用額が発生したという知らせを受け、追加交付を要望したところ認められ、事業の残りに充てることができることとなった。結果として「その1、その2」の2本になりました」との答弁がありました。

続いて、会計室の審査では、「法人証書や証券などを保有していて、歳入は発生しないのか」との質問に対し、「主に県教育振興財団から隔年で約10万円入ってきています」との答弁がありました。

続いて、総務課の審査では、「ふるさと納税が19万円あるが、町からのお礼（返礼品）は、寄附の何割ぐらいを還元しているのか」との質問に対し、「1万円以上の寄附に送料込みで5,000円相当のものを贈っています」との答弁がありました。

次に、「ギャップフィルターの維持費は国県から補助があるのか」との質問に対し、「現在は維持費に関して補助制度はありません。2年ほど前から国や県に対して要望をしていますが、今のところ補助は受けられていないのが現状です」との答弁がありました。

次に、「顧問弁護士への相談件数を教えてください」との質問に対して、「25年度の大きな事案では3件で、内容は、保険住民班の国民健康保険関係で1件、税務班の固定資産税賦課関係で1件、総務企画班で1件です」との答弁がありました。

次に、「納期前納付報奨金について、実績はどうか」との質問に対し、「固定資産税の納期前納付報奨金について、納税義務者は4,400名います。そのうち2,566名、約58%の方がこの制度を利用し納税しています」との答弁がありました。

また、「コンビニ収納や休日の開庁を行うなど収納に対する工夫はできないのか」との質問に対し、「コンビニ収納については本会議の答弁のとおり前向きに検討したい。一方で、休日の開庁については、コンビニ収納を開始した市町村では「コンビニ収納を開始し、いつ

でも納税できる」ということで、休日の対応は終わりにしたいという意向もあります」との答弁がありました。

最後に、各所管の審査を終え、当委員会の終わりに当たり、委員、説明員全員の出席のもとに総括質疑を行いました。

その中で、「地籍調査事業について、地図混乱地区が長柄山にあるが、今後も同様な地区が発生することが考えられるか。また、その費用は補助対象にならないのか」との質問に対して、「山之郷字辻や西山地区などで同様に発生することが予想されます。混乱地区を修正するための費用は補助対象となりません」と答弁がありました。

次に、「町道3033号線の資料作成業務で約300万円とあるが、どの程度の資料を作成したのか」との質問に対し、「道路の基本設計を4パターン作成し自治会の説明に使用しました」との答弁がありました。

また、「現在、スマートインターチェンジ事業の進捗率はどのくらいなのか」との質問に対して、「路線測量業務が終わっており、現在道路詳細設計を進めているところです。今後は、河川、橋梁関係の県との協議が重要となってきます。何より今後始まる用地交渉が最も進捗に影響してくるものと考えています。いずれにしても、1年でも早く、できれば平成31年までには完成させたいと考えています」との答弁がありました。

終わりになりますが、最少の経費で最大の効果が得られるよう、より一層の努力と平成27年度予算編成に反映していただきますよう要望いたします。

以上のとおり、本委員会は審査、質疑等の結果を付し、付託されました平成25年度長柄町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算については、全会一致で原案のとおり認定をすることと決定いたしました。

以上をもちまして、総務事業常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（関 民之輔君） ご苦勞さまでした。

次に、住民教育常任委員会委員長、月岡清孝君。

○住民教育常任委員長（月岡清孝君） 平成25年度決算審査、住民教育常任委員会委員長報告をいたします。

住民教育常任委員会に付託されました平成25年度長柄町一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算についての審査の過程と結果について報告いたします。

本委員会は9月定例議会において常任委員会に付託され、去る10月15日に委員会を開催し、執行部から佐川教育長を初め担当職員の出席を求め、慎重な審査を行いました。

その結果、各会計とも計数については監査委員の監査意見書のとおり正当なものと認められました。

一方、適正で経済的かつ効率的な予算執行の観点から、審査の過程において、当局に対して詳細な説明を求め、今後の予算執行に際しては、より一層の検討を加え、改善、検討すべきものとして要望した事項もありました。

それらの諸点については、当局の適切な措置を期待するものです。

なお、審査質疑の要点、検討、改善策を求めた主な事項について、以下順次申し上げます。

まず、保険住民班の審査では、「国民健康保険税の徴収率の増加に伴い交付金等が交付されるか」との質問があり、「特別調整交付金の部分が交付対象になる可能性があります」との答弁がありました。

次に、「ジェネリック医薬品の先発品との金額の差はどれくらいか、ジェネリック医薬品の促進をしたらどうか」との質問があり、「ジェネリック医薬品は先発品の2割から6割の額であり、利用促進については医師会への協力依頼や各種イベントでのジェネリック医薬品のリーフレット配布などを行い使用率の向上を目指しています」との答弁がありました。

次に、「医療費抑制のため特定健診の受診率向上について検討したらどうか」との意見があり、「未受診者に対する受診率向上対策を、なお一層努力します」との答弁がありました。

次に、「ヘルスアップ教室の実施状況について説明を求める」との質問があり、「参加人数46名、運動講座、栄養講座を実施しています」との答弁がありました。

次に、「特定健診の県内の受診率の状況について」の質問があり、「県内の特定健診の受診率で、県内平均が35.7%、長柄町は39.8%で、県内では16位となっています」との答弁がありました。

次に、「長生病院における構成市町村の住民の医療費優遇」について質問があり、「医療費は住所にかかわらず一律ですが、特別療養環境室の料金について郡市内の住民は恩恵があります」との答弁がありました。

続いて、健康福祉班の審査では、「福祉センター使用料の増加の要因についてどのようなことが考えられるか、また町内、町外の利用人数はそれぞれ何人か」との質問があり、「祝日を開館することとしたことや平成23年度に半年程度の空調工事による休館で来客者が減りましたが、徐々に来客者が戻ってきています。町内の利用者が1万1,353名、町外の利用者が1万962名です」との答弁がありました。

また、健康福祉班の所管では、ほかに「福祉センターの利用時間の延長について」、「長

生病院の利用促進について」、「障害者グループホーム補助金について」、「母子父子家庭について」、「介護保険制度」等について質問、意見等がありました。

続いて、教育委員会の学校教育班、生涯学習班及び給食センター所管の審査を行いました。「遠距離通学補助金の状況、日吉小学校の旧水上小学校区の無料通学バスとの平等性についてどのように考えているか」との質問があり、「遠距離通学補助金については、今後内部にて十分検討し、不公平感の生じないよう方向性を決めていきます」との答弁でした。

次に、「史跡徳増横穴群の見学者数は何人で、どのような利用者が訪問にくるのか」との質問があり、「平成25年度の見学者数は1,959名、県外からの専門家や研究団体、県内各地からも見学者があります」との答弁がありました。

教育委員会所管では、ほかに「学校給食の米に関すること」、「学校関係の補助金」等について質問、意見等がありました。

最後に、各所管の審査を終え、当委員会の終わりに当たり、委員、説明員全員の出席のもとに総括質疑を行いました。

その中で、委員より、「本町は地理的に恵まれており将来性がある。執行部、職員はよりよい町を目指すように」との意見が出されました。

終わりになりますが、最少の経費で最大の効果を発揮できるような予算の執行が行われますよう、より一層の努力と平成27年度予算編成に反映していただきますよう要望するものがあります。

以上のとおり、本委員会は要望、意見等を付し、付託されました平成25年度長柄町一般会計及び特別会計歳入歳出決算については、全員異議なく原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

以上をもちまして、住民教育常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（関 民之輔君） ご苦勞さまでした。

以上で各常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長報告に対する質疑は、審査の経過と結果に対する質疑に限られておりますので、ご了承ください。

どうぞ。

3番、山崎君。

○3番（山崎悦功君） 3番、山崎です。

住民教育常任委員長さんの報告について、1つ質問させていただきます。

福祉班の福祉センターのことではありますが、その他の中に、福祉センターの利用時間の延長についてという項目がありますが、福祉センターが人数的に上向いていて使用料の増加も見込まれる中、なぜこの時間の質疑をしたのか、内容の協議並びに結果がわかりましたら教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（関 民之輔君） 住民教育常任委員会委員長、月岡清孝君。

○住民教育常任委員長（月岡清孝君） まず、福祉センターについてなんですけれども、平成23年度は工事があって来客数が減ったということで、それで、その後、平成24年、以前は祝日も休館だったんですけれども、24年の秋から祝日のほうも営業するようになり、それからだんだん利用者がふえてきたということになっております。

現在、利用時間が10時から夕方18時までの時間で営業しております。こちら、なぜこういう質問が出たかという、18時以降のサービスというのを利用できないかということとある委員から質問がありました。郡内他市町村では夜8時ぐらいまで営業しているところがあるが、長柄町ではできないかということが質問で出ました。

実際、福祉センターのほうでは、今センターのほうに設置しているお客様のほうの要望、苦情、何かそれを聞くところがあるらしいですけれども、そちらのほうで今のところ要望の声はないとのことで答えを受けました。ですが、委員の中から、また夜にあけてもらって、どんどん夜もやってもらって利用者がふえるような形をとってもらえればいいなという話が出ました。

以上でございます。

○議長（関 民之輔君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

平成25年度長柄町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算は、各常任委員会委員長報告のとおり、これを認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 民之輔君） 起立全員。

よって、平成25年度歳入歳出決算につきましては、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関 民之輔君） 日程第13、発議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は提出者であります古坂勇人君より提案理由の説明を求めます。

7番、古坂勇人君。

○7番（古坂勇人君） 発議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

現在の社会情勢は緩やかな景気回復を受け、民間給与が公務員給与を上回る状況にあります。こうしたことから、人事院及び千葉県人事委員会では、公務員給与や期末手当等の引き上げを行うよう勧告がありました。

町では、これを受け一般職の給与や期末手当の引き上げを行うとともに、特別職においても期末手当の引き上げを行ったところです。

このような状況を踏まえて、町議会も協議検討した結果、今回の勧告では、民間の期末手当が4.12月に対し、私たちは3.95月であり、この差である0.15月分を特別職と同様に期末手当の引き上げを行うため、条例改正することを提案するものです。

改正内容ですが、第1条は、本年度の12月期末手当の支給率を100分の205から100分の220に改めるもので、年間の支給月数を現在の3.95月分から4.10月分に改正するものです。

第2条は、平成27年度からの支給率を、6月においては100分の190を100分の197.5に、12月においては第1条で100分の220に改めましたが、これを100分の212.5に改めるものです。

年間の支給月数としては、26年度も27年度以降も4.10月分に変更はありません。

また、附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

ただし、第2条の規定については、平成27年4月1日からの施行になります。

以上、よろしく申し上げます。

提出者、長柄町議会議員、古坂勇人。賛成者、同町議会議員、篠原貞夫、同吉原成、同山根義弘、同山崎悦功、同本吉敏子。長柄町議会議長、関民之輔様。

提出、平成26年12月11日。

○議長（関 民之輔君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

発議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（関 民之輔君） 以上で、本定例会の会議に付議されました事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

お諮りいたします。

本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任させていただきます。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成26年長柄町議会第4回定例会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

閉会 午後 2時20分

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員